

公益社団法人自動車技術会 自動車技術者・研究者等著作物発行規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第42条の規定に基づき、定款第5条第3号の事業の一つとして行う自動車技術者・研究者等著作物発行（以下「著作物発行」という）に関する事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規則は、自動車に関わる技術者・研究者の著作物を本会から発行することにより、自動車工学及び自動車技術の向上発展を奨励する。

(範囲)

第3条 著作物発行の対象となる著作物は、次のとおりとする。

自動車技術に関わる著作物で、本会からの発行が適切と判断されたもの。具体的な事例として、技術解説書、技術史・開発ヒストリー、教育図書など。ただし、従来からの本会委員会企画の発行物は除く。

(発行形態)

第4条 執筆者は、次の各号の発行形態に合意しなければならない。

- (1) 原稿は、図表も含めて電子データにより提出する。
- (2) 他の著作物から転載した文章、図および表の転載許可は執筆者が得る。
- (3) 発行する書籍の仕様、装丁は、本会の指定するものとする。
- (4) 発行にかかる費用を回収できる販売予定部数と価格を設定する。また、執筆者は、販売予定期数が達成できるまで販売促進へ協力する。
- (5) 初版の原稿料は無償とする。ただし、重版した場合は会員価格の10%（定価の8%）を支払う。
- (6) 販売ルートは、本会のホームページ、メルマガ、及びインターネットの書籍販売サイトとする。

第2章 申 請

(申請者の資格)

第5条 申請者の資格は、次の号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 執筆者
 - (2) 執筆者が複数の場合は、代表執筆者
- 2 前項第2号に掲げる代表執筆者は、次の各号に該当する者でなければならない。
- (1) 著作権に関する権利を、全ての執筆者から委任されている者
 - (2) 本会との発刊に関する交渉等を、全ての執筆者から委任されている者

(募集方法)

第6条 著作物発行の募集は、本会Webサイト等を通じ適宜行うものとする。

(申請方法)

第7条 申請者は、自動車技術者・研究者等著作物発行処理基準に定める本会所定の著作物発行申請書（以下「申請書」という）により応募しなければならない。

2 申請書の提出先は編集会議議長とする。

(申請期間)

第8条 申請期間は、常時、本会事務局にて受け付ける。

第3章 審 査

(審　査)

第9条　審査は、自動車技術者・研究者等著作物発行処理基準に定める著作物評価票（以下「評価票」という）により行う。

(審査会)

第10条　編集会議議長は、編集会議委員の中から審査員を指名し、審査会を置く。

(審査方法)

第11条　著作物発行の適否は、審査会の審査後に、編集会議議長が決定する。

(決定および取消し)

第12条　著作物発行の適否は、申請日より半年以内に行うものとし、編集会議議長は、著作物発行の決定後速やかに申請者へ通知しなければならない。

- 2　編集会議議長は、第11条により決定した販売予定部数、販売価格が第7条により申請した販売予定部数、販売価格と差異がある場合は、申請者に対して申請書の修正を求めなければならない。
- 3　申請者が、編集会議議長が指定した期限までに前項の修正を行わない場合は、第1項による決定を取り消すことができる。
- 4　編集会議議長は、理事会に対して審査結果を報告しなければならない。
- 5　審査内容および適否理由は、公表しない。

第4章　守秘義務

(審査員の守秘義務)

第13条　審査会の審査員は、審査員として知り得た事柄を他に漏らしてはならない。

第5章　報　告

(販売報告)

第14条　編集会議議長は、当該発行物の販売状況を、販売予定部数が達成するまで理事会に報告しなければならない。

第6章　知的財産権

(著作権)

第15条　著作物発行の対象となった活動により発生した著作物の著作権は、社団法人自動車技術会著作権規則による。

第7章　補　則

(個人情報保護)

第16条　個人情報保護は、社団法人自動車技術会個人情報保護規則による。

(処理基準)

第17条　第4条第2項の仕様、装丁、第9条の評価表、その他この規則の実施に関し必要な事項については、自動車技術者・研究者等著作物発行処理基準に定める。

附　則

- 1　この規則は、2009年5月1日から施行する。

2 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。 (2011年4月1日登記)